平成２１年（フ）第７０６号
大津市馬場３丁目14番51号
債務者　上原由佳子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２００７号
広島市東区曙２丁目６番１―407号
債務者　田尾　弥季
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０５４号
広島市南区金屋町９番５―402号
債務者　上村　鈴子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０７６号
広島市東区温品３丁目９番７号
債務者　杉原　文子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１０３号
広島市西区己斐本町３丁目１番６―1006号
債務者　西林　千春
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９９号
広島県尾道市因島土生町1813番地１
債務者　橋本　一男
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第７１７号
愛媛県伊予郡松前町大字北川原619番地２
債務者　山本寿美代
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７３７号
愛媛県喜多郡内子町小田86番地
債務者　西山　千惠
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７３８号
愛媛県喜多郡内子町小田86番地
債務者　西山美緒子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７５５号
愛媛県上浮穴郡久万高原町露峰甲2665番地１
債務者　森　　崇裕
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７６１号
愛媛県松山市高岡町208番地１　アプリーテ303号
債務者　白木　吾郎
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７６４号
愛媛県伊予市森151番地３
債務者　藤野　哲司
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１５０号
福岡県田川郡福智町弁城803番地８
債務者　幸田　義宏
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１５１号
福岡県田川郡福智町弁城803番地８
債務者　幸田たまえ
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１６１号
福岡県田川市大字夏吉500番地
債務者　梅津　　昇
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１８５号
鹿児島県姶良郡加治木町木田3020番地
債務者　吉村　秋則
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第３３２号
沖縄県那覇市字小禄781番地５　Ｓ・Ｋパレス３―Ｂ
債務者　宮平　守保
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４４０号
沖縄県浦添市内間３丁目３番28号　２Ｆ
債務者　國吉　陽子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部